



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 人委規則 | 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則（5）（任用課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則（6）（〃）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・・・・・ 16 |
| | 人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則（8）（〃）・・・・・・・・ 18 |
| | 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（9）（〃）・・・・・・・・・・ 19 |
| | 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（10）（給与課）・・・・ 20 |
| | 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・・・ 21 |

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)附則第20項の規定に基づき、法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体(以下「委託団体」という。)の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定めるものとする。

(専従の期間に関する特例)

第2条 別表の左欄に掲げる委託団体に係る法附則第20項の規定により読み替えられた法第55条の2第3項の人事委員会規則で定める期間は、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 委託団体 | 期間 |
|--|----|
| 若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合 | 7年 |
| 上記以外の委託団体 | 5年 |

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 6 号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(退職者の給与) 第16条の 2 略 2 前項の場合において、給与条例第12条の 2 第 5 号の規定により支給する退職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70 (生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害 (外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る同条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。) と認められるときにあっては、100分の100) を乗じて得たものとする。</p> | <p>(退職者の給与) 第16条の 2 略 2 前項の場合において、給与条例第12条の 2 第 5 号の規定により支給する退職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70 (生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害 (外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る同条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) 第10条第 1 項の規定により退職し引き続き在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人)における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。) と認められるときにあっては、100分の100) を乗じて得たものとする。</p> |

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号 (以下この条において「削除号」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示を除く。以下この条において「改正

後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条及び第7条第4項の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(特定の降任の場合の職務の級の特例)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣職員に係る</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条、<u>第7条第4項及び第16条</u>の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(特定の降任の場合の職務の級の特例)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣職員に係る</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</u></p> <p>3 略</p> | <p><u>る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</u></p> <p>3 略</p> |
|---|---|

（初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（支給期間及び支給額） 第6条 略 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣される場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間（同法第2条第1項の規定による取決めにより初</u></p> | <p>（支給期間及び支給額） 第6条 略 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p> | <p>における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p> |
|---|---|

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> | <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p> | <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p> |
|---|---|

（職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等への一般職の地方公務</u></p> | <p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</u></p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等派遣法第5条第1項又</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</u></p> <p>(6) 略 第3 略</p> | <p>は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略 第3 略</p> |
|---|---|

（住居手当に関する規則の一部改正）

第6条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p> | <p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人、<u>公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人</u>又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p> |

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|-------|-------|

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。）第 2 条第 1 号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第 4 号）第 1 条の 3 第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号又は第 9 号に掲げる職員として在職した期間（職員の退職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して退職した期間を除く。）

(2) 公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった期間（育児介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業をしていた期間を除く。）

| | |
|---|--|
| <p><u>(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に掲げる職員として在職した期間(職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号の規定に該当して休職した期間を除く。)</u></p> <p>(育児休業をしている職員の勤労手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間とする。</p> | <p>(育児休業をしている職員の勤労手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。</p> |
|---|--|

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法</u></p> |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）</u>第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。</p> <p>6及び7 略</p> | <p><u>人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）</u></p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。</p> <p>6及び7 略</p> | | | | |
| <p>(病気休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1131 790 2033"> <tr> <td data-bbox="231 1131 726 2033"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p> </td> <td data-bbox="726 1131 790 2033">略</td> </tr> </table> | <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p> | 略 | <p>(病気休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="825 1131 1383 2033"> <tr> <td data-bbox="825 1131 1319 2033"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負</p> </td> <td data-bbox="1319 1131 1383 2033">略</td> </tr> </table> | <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負</p> | 略 |
| <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p> | 略 | | | | |
| <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負</p> | 略 | | | | |

| | |
|---|-----------------|
| 略 | 傷若しくは疾病の場合 略 |
|---|-----------------|

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第9条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的</u></p> | <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)<u>第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)</u>に在職する者(以下「退職派遣者」という。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により</u>職務に復帰したものとする。</p> |

法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6及び7 略

（病気休暇）

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

| | |
|--|---|
| (1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合 | 略 |
|--|---|

略

（特別休暇）

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

| | |
|--|--------------|
| 略 | |
| (28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき設置された施設を含む。）の | その都度必要と認める期間 |

法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6及び7 略

（病気休暇）

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

| | |
|--|---|
| (1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合 | 略 |
|--|---|

略

（特別休暇）

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

| | |
|--|--------------|
| 略 | |
| (28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき設置された施設を含む。）の | その都度必要と認める期間 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合 | む。)の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合 |
| 略 | 略 |

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条及び第10条の規定に基づき、公益的法人等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 略</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条、<u>第19条及び第20条</u>の規定に基づき、公益的法人等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</u></p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者であった者については、第2条の規定による改正前の職員の初任給、

昇給、昇格等の基準に関する規則第1条、第7条及び第8条の6第2項、第4条の規定による改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第1条の2、第7条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則第8条及び第9条、第8条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第4項及び第15条並びに第9条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第4項及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> |

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------|---------------------|
| <p>（選考により採用する職）</p> | <p>（選考により採用する職）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の任用に関する規則第19条第1項第1号の規定は、平成20年3月21日から適用する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|--------|-----------------|---|-----|------|--|----|------|--------|----|--|------|--------|--|----|--|--------|--|--|--|--|--|--|------------------|----|-----|-----|-----|------|--|----|------|--------|----|--|------|--------|-----------------|----|--|--------|-----------------|--|--|--|
| (代決の順序) 第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決するものとする。 | | | | (代決の順序) 第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決するものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>代決の 正当 決裁者</td> <td>順序</td> <td>第1次</td> <td>第2次</td> <td>第3次</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td></td> <td>次長</td> <td>主務課長</td> <td>その他の課長</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td></td> <td>主務課長</td> <td>その他の課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td></td> <td>その他の課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 代決の 正当 決裁者 | 順序 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 事務局長 | | 次長 | 主務課長 | その他の課長 | 次長 | | 主務課長 | その他の課長 | | 課長 | | その他の課長 | | | | | | <table border="1"> <tr> <td>代決の 正当 決裁者</td> <td>順序</td> <td>第1次</td> <td>第2次</td> <td>第3次</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td></td> <td>次長</td> <td>主務課長</td> <td>その他の課長</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td></td> <td>主務課長</td> <td>その他の課長</td> <td><u>主務課の課長補佐</u></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td></td> <td>その他の課長</td> <td><u>主務課の課長補佐</u></td> <td></td> </tr> </table> | 代決の 正当 決裁者 | 順序 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 事務局長 | | 次長 | 主務課長 | その他の課長 | 次長 | | 主務課長 | その他の課長 | <u>主務課の課長補佐</u> | 課長 | | その他の課長 | <u>主務課の課長補佐</u> | | | |
| 代決の 正当 決裁者 | 順序 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | 次長 | 主務課長 | その他の課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次長 | | 主務課長 | その他の課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課長 | | その他の課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代決の 正当 決裁者 | 順序 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | 次長 | 主務課長 | その他の課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次長 | | 主務課長 | その他の課長 | <u>主務課の課長補佐</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課長 | | その他の課長 | <u>主務課の課長補佐</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、副主幹、主事及び機械技師とする。 | (職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、 <u>課長補佐</u> 、副主幹、主事及び機械技師とする。 |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|--|-----|--|---|------|-----|---|--|-----|--|--|--|
| （医療業務手当） 第2条 略 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。 | | （医療業務手当） 第2条 略 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>級の区分</th> <th>職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長</td> </tr> </tbody> </table> | 級の区分 | 職 種 | 略 | | 5 級 | 総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>級の区分</th> <th>職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長</td> </tr> </tbody> </table> | 級の区分 | 職 種 | 略 | | 5 級 | 総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長 | | |
| 級の区分 | 職 種 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 級 | 総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 級の区分 | 職 種 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 級 | 総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長 | | | | | | | | | | | | | | |
| （手当の支給の特例） 第4条 略 2及び3 略 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。 (1) 略 (2) 防疫等業務手当（条例第4条第1項第3号アからウまで又は第4号の業務に係るものに限る。） (3)～(9) 略 | | （手当の支給の特例） 第4条 略 2及び3 略 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。 (1) 略 (2) 防疫等業務手当（ <u>条例第4条第1項第3号ア若しくはイ</u> 又は第4号の業務に係るものに限る。） (3)～(9) 略 | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は特別支援学校の校長、<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>実習教諭</u>、<u>寄宿舎主任</u>、<u>寄宿舎副主任</u>、<u>講師</u>（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>及び<u>寄宿舎指導員</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>観光政策課の専門員（世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(5) <u>子ども発達支援室の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 公文書館の<u>県史編さん室長</u>、<u>総括専門員</u>及び<u>専門員</u>、<u>保育専門学院の部長</u>及び<u>講師</u>、<u>鳥取看護専門学校</u>の<u>副校長</u>、<u>教務主幹</u>、<u>教務主任</u>及び<u>講師</u>並びに<u>倉吉総合看護専門学校</u>の<u>副校長</u>、<u>部長</u>、<u>教務主幹</u>、<u>教務主任</u>及び<u>講師</u></p> <p>(8) <u>男女共同参画センターの企画員</u>（学校との連</p> | <p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>特別支援学校</u>の校長、<u>教頭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>実習教諭</u>、<u>寄宿舎主任</u>、<u>寄宿舎副主任</u>、<u>講師</u>（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>及び<u>寄宿舎指導員</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>障害福祉課の副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の<u>県史編さん室長</u>、<u>総括専門員</u>及び<u>専門員</u>、<u>保育専門学院</u>の<u>次長</u>（<u>教務の職務を行う者に限る。</u>）、<u>部長</u>及び<u>講師</u>、<u>鳥取看護専門学校</u>の<u>副校長</u>、<u>教務主任</u>及び<u>講師</u>並びに<u>倉吉総合看護専門学校</u>の<u>副校長</u>、<u>部長</u>、<u>教務主幹</u>、<u>教務主任</u>及び<u>講師</u></p> <p>(7) <u>男女共同参画センターの副主幹</u>（学校との連</p> |

| | |
|---|---|
| <p>携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)</u>及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) <u>博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中学校又は小学校の校長、<u>副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。)</u>、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>観光政策課の専門員(世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)</u></p> <p>(6) <u>子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 男女共同参画センターの<u>企画員(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</u></p> | <p>携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)</u>及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事<u>並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) <u>スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事</u></p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。)</u>、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 男女共同参画センターの<u>副主幹(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</u></p> |
|---|---|

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 博物館の専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 水産試験場の場長、次長、部長、室長、特別研究員及び研究員
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 文化政策課の学芸員
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員
- (8) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員及び研究員
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

| | |
|--|--|
| <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>福祉保健部の医療政策監</u></p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生係長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び衛生技師</p> <p>(3) <u>総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>副局長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>参事(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、<u>動物・鳥獣係長、動物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び衛生技師</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師</u></p> <p>(3) <u>総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>副局長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>環境衛生係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、<u>食品係長、動物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び衛生技師</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>3 略</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。